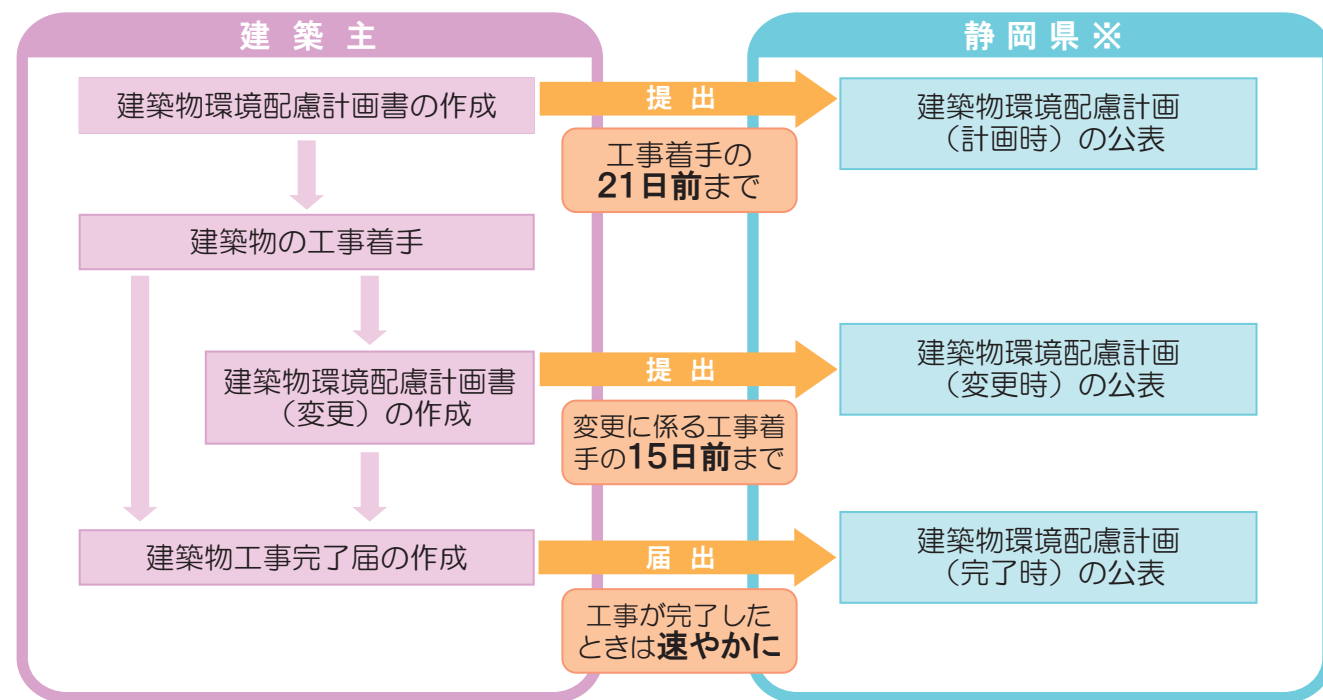


建築物環境配慮制度のフロー



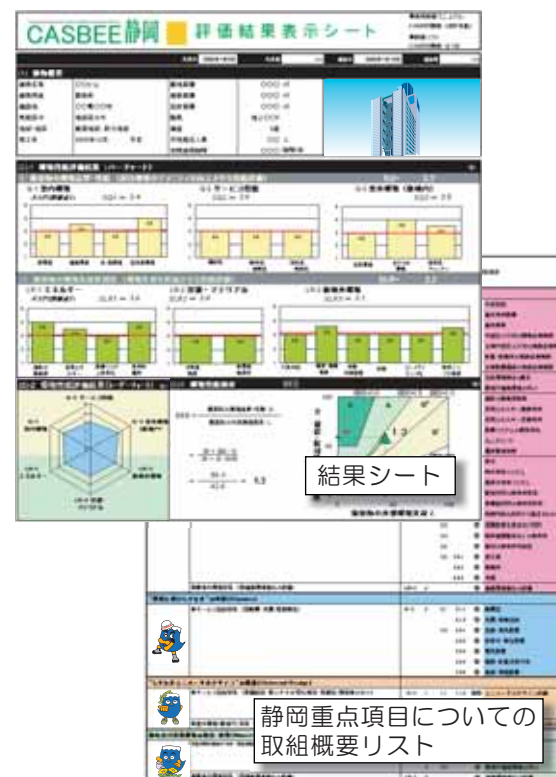
※ 提出先は建設する各市町の担当窓口となります。
詳細は静岡県のホームページをご覧ください。

建築物環境配慮計画書の公表

提出していただいた『建築物環境配慮計画書』の概要を、静岡県及び各特定行政庁のホームページ又は担当窓口にて公表します。

公表する内容は次のとおりです。

- ① 建築物の名称及び所在地
- ② 建築物の概要
- ③ 建築物に係る環境負荷低減措置に関する事項等
CASBEE静岡の
・ 結果シート
・ 静岡重点項目についての取組概要リスト
- ④ 建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑤ 設計者の氏名、建築士事務所名



評価ツール『CASBEE静岡』、『建築物環境配慮計画書作成マニュアル』及び提出書類の様式等は、静岡県のホームページよりダウンロードできます。

静岡県 建築確認検査室

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話：054-221-3075 FAX：054-221-3567

ホームページ：http://www.pref.shizuoka.jp/



静岡県建築物 環境配慮制度

— 静岡県地球温暖化防止条例 —

施行：平成19年7月1日

Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency **CASBEE静岡**



この制度は、建築物における
地球温暖化その他環境への負荷の低減
を図ることを目的としています！！

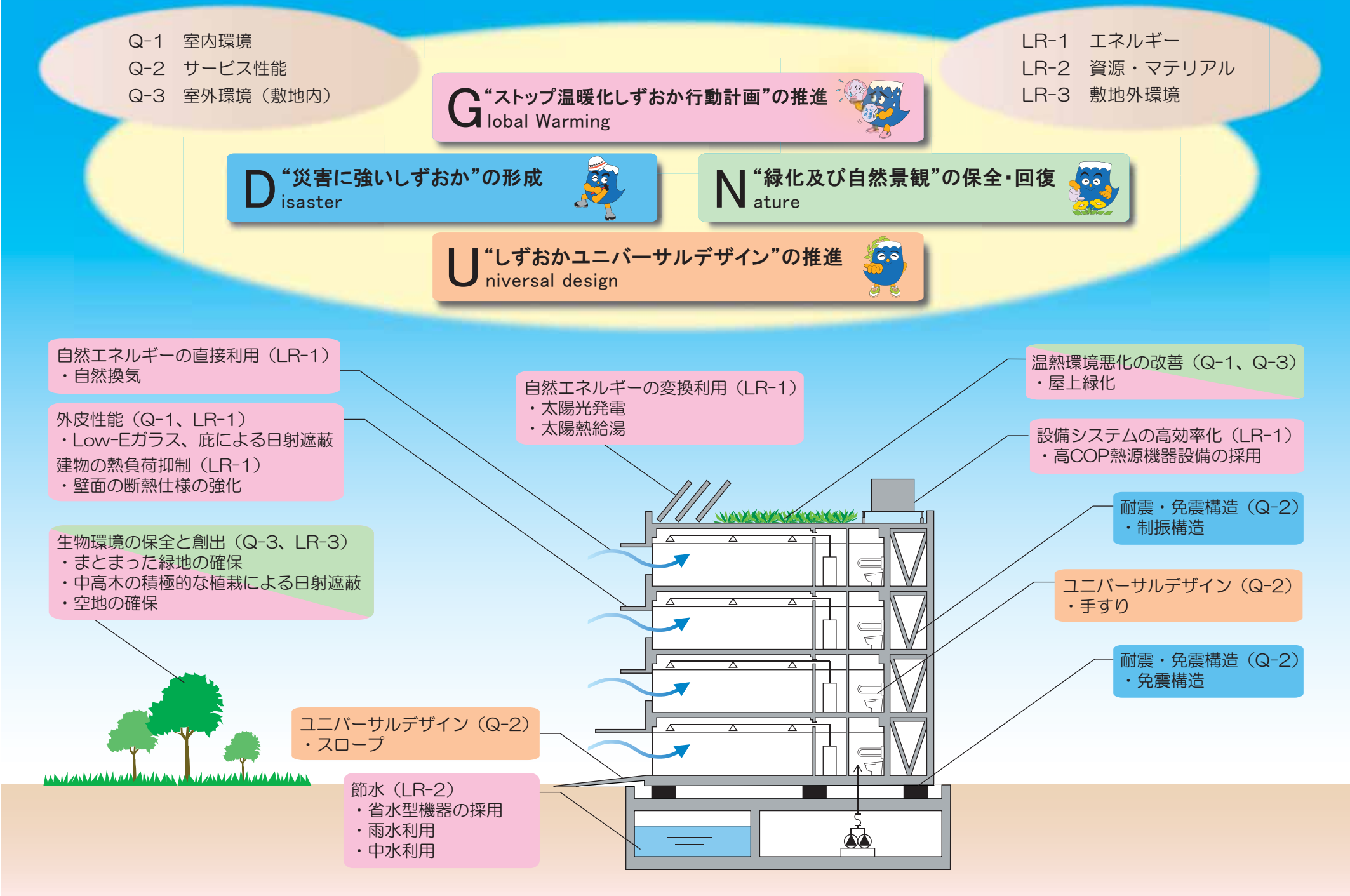


制度の概要

- I 建築主は、建築物を建築するときには、環境への配慮に努めなければなりません！
- II 床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築の部分の床面積）の合計が2,000㎡以上の建築物を建築する場合、建築主は環境配慮への取組計画を記載した『建築物環境配慮計画書』を作成し、工事着手の21日前までに提出することが義務付けられています！
- III 提出していただいた『建築物環境配慮計画書』の概要をインターネットのホームページ等で公表します！

環境配慮項目

- 『建築物環境配慮計画書』は『CASBEE静岡（静岡県版建築物総合環境性能評価システム）』という評価ツールを用いて作成していただきます。
- 『CASBEE静岡』には、建築物の環境性能を総合的に評価するため、多数の環境配慮項目があります。また、静岡県の施策・地域性等を踏まえ、特に取組を推進していただく4つの重点項目を設けています。



『建築物環境配慮計画書』提出の手続き

建築主が『建築物環境配慮計画書』を提出する場合は、次に示す書類を作成し、知事（建設地が特定行政庁※の場合は当該市長）に提出していただきます。

- 届出書類：建築物環境配慮計画書
 - ① 建築物環境配慮計画書
 - ② CASBEE静岡における評価シート（全ての入力・出力シート）
 - ③ その他（環境配慮項目がわかる図面、関係資料等）
 - ④ ①～③の正本・副本（計2部）、電子データ
- ※特定行政庁（静岡市、浜松市、沼津市、富士宮市、富士市、焼津市）

『CASBEE静岡』とは

【CASBEE:Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency】

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）は、平成15年に国土交通省、学識経験者など産官学の共同により開発されたシステムです。また、CASBEEはいくつかの評価ツールで構成されており、静岡県の地域特性や関連する諸制度における取組を考慮して「CASBEE-新築（簡易版）」を一部編集し直したシステムが「CASBEE静岡」です。

